

# 森林作業道整備実施基準

平成 23 年 10 月 21 日森整第 503 号  
令和 2 年 10 月 16 日森整第 496 号  
最終改正 令和 8 年 6 月 15 日森整第 261 号

## 第 1 趣旨

森林整備事業における森林作業道（主に高性能林業機械等の林業用機械（2 トン積程度の小型トラックを含む。）が通行可能な簡易な施設をいう。）の開設及び改良（以下「森林作業道整備」という。）の実施については、岩手県森林整備事業実施要領（昭和 48 年 10 月 12 日林業第 1192 号以下「実施要領」という。）及び森林災害等復旧造林事業実施要領（昭和 56 年 12 月 5 日林業第 630 号）によるほか、この実施基準によるものとする。

## 第 2 森林作業道整備の実施要件

- (1) 森林作業道は、前生樹や間伐材等の搬出、森林整備用資材の搬入及び労務の輸送等を目的に設置するものであり、森林整備事業により一体的に実施する森林施業（以下「関連森林施業」という。）に必ず附随するものとし、森林作業道の開設及び改良のみでは、森林整備事業の対象としないものとする。
- (2) 森林作業道の開設については、関連森林施業の開始時期に原則 2 年を限度として先行することができるものとする。ただし、森林作業道の開設後おおむね 2 年以内に関連森林施業に着手しない場合は、交付を受けた森林作業道の開設に係る開設補助金を返還しなければならない。
- (3) 森林作業道の終点は、関連森林施業施行地内とする。
- (4) 森林作業道の改良については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。
  - ア 原則として、森林整備事業で開設した森林作業道（平成 22 年度以前に開設した作業道及び作業路を含む。イにおいて同じ。）であって、開設後 3 年以上を経過したものを対象とすること。
  - イ 当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている関連森林施業が終了した後に行うものであること。
  - ウ 1 箇所事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね 20 万円以上であること。
  - エ 改良の内容については、切土、盛土、路盤工及び排水工等とし、維持管理に係る工種は対象としないこと。

## 第 3 補助申請

森林作業道整備の終了時期と関連森林施業の終了時期が異なる場合には、森林整備事業の補助金交付申請は、それぞれの事業の終了時期ごとに区分して行うことができる。

## 第 4 森林作業道の開設基準

森林作業道の開設基準は、岩手県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日森整第 27 号）によるほか、別に定める森林作業道開設基準によるものとする。

## 第 5 台帳の整備

事業主体は、森林作業道及び関連森林整備等の実績を基に様式 1 により森林作業道台帳を整備するものとする。

## 附 則

この基準は、令和 8 年度事業から適用する。

